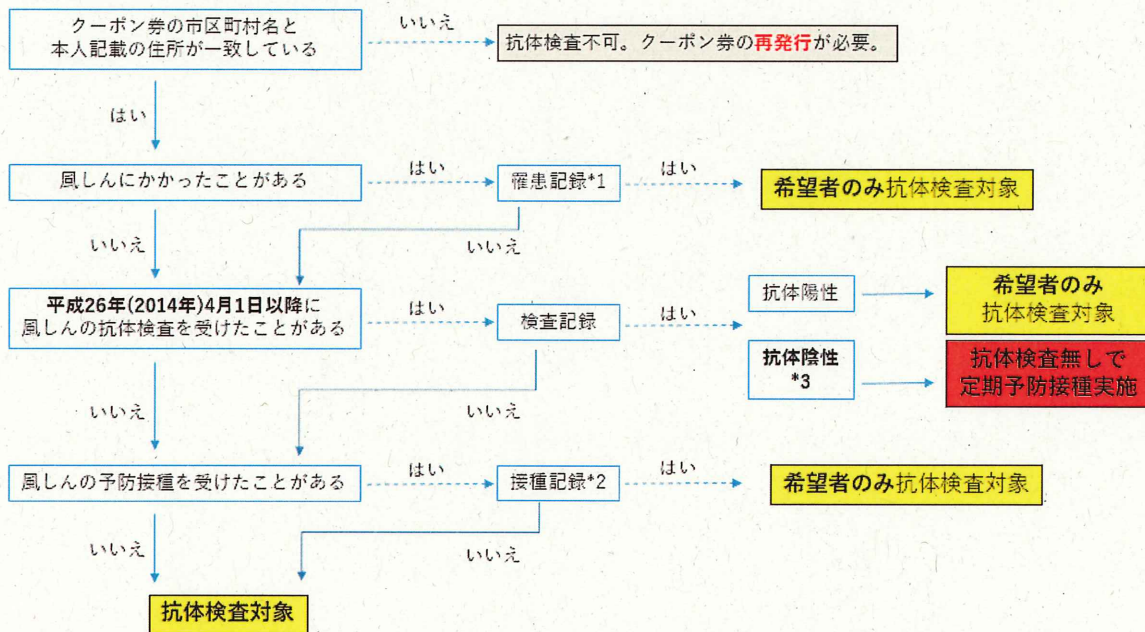


クーポン券を持参の上、居住する市区町村と契約している実施機関（市区町村から予め周知を行っておく想定）において、風しんの第5期の定期接種を受けることを検討する。

また、風しんの第5期の定期接種を受けた後、ご本人控えのクーポン券が貼付された予防接種券は、風しんの第5期の定期接種の予防接種済証として取扱うことができるため、被接種者は各自保管する必要がある。

なお、風しんの抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者のうち未接種者については、市区町村から改めて風しんの第5期の定期接種の勧奨がなされる。

風しんの抗体検査実施フロー



- ・ 「抗体検査を希望しない」に☑がない
- ・ 個人情報取り扱いに関する同意サインがある

以上確認できたら抗体検査実施可能です

- ※1. ウイルス遺伝子検査（PCR法）による風しんウイルス遺伝子の検出、ウイルス分離・同定による風しんウイルスの検出、風しん抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意な上昇）
- ※2. 風しんの予防接種とは、風しんワクチン、麻しん・風しん混合ワクチン（MR）、麻しん・風しん・おたふくかぜワクチン（MMR）のいずれかをいう。
- ※3. 抗体検査結果が陰性であるとは、本手引き掲載の「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」を満たすものをいう。